

一般社団法人 福島県理学療法士会

平成 30 年度期 理事役員選挙実施要項

平成 29 年 11 月 11 日

一般社団法人福島県理学療法士会
選挙管理委員長 佐藤飛鳥

一般社団法人 福島県理学療法士会 平成 30 年度期 理事役員選挙の実施にあたり、選挙規定に則り、下記の通り要綱を定める。

1. 選挙すべき役員の数

平成 29 年 10 月 21 日の理事会の決定を受け、理事 8 名、監事 2 名を選出する。

2. 選挙人について

選挙規定第 8 条に基づき、平成 29 年 12 月 1 日 現在の正会員（県士会員）に登録されている者によって選挙を行う。

3. 選挙の方法について

投票 投票用紙（はがき）による投票とし、投票の期限を平成 30 年 2 月 23 日（金）まで（平成 30 年 2 月 23 日の消印まで有効）とする。

告示 平成 30 年 1 月 12 日に文書を以て選挙人に通知する。

立候補受付 平成 30 年 1 月 22 日（月）から平成 30 年 2 月 5 日（月）までとする。また立候補の辞退についても同じ期間とし、いずれも選挙管理委員会の指定する手続き（告示）により行うものとする。候補者の数が定数に満たない場合、選挙規定第 10 条 4 項により理事会による推薦を行う。

立候補名簿の公開 投票用はがきと立候補者名簿を平成 30 年 2 月 22 日までに各会員宛に郵送する。

投票 投票用はがきにより、単記投票を行うこととし、投票の期間を平成 30 年 2 月 23 日（金）～平成 30 年 3 月 9 日（金）まで（平成 30 年 3 月 9 日の消印まで有効）とする。

開票 平成 30 年 3 月 16 日（金）までに選挙規定第 11 条に基づき行う。

選挙結果の通知 平成 30 年 3 月 23 日（金）までにホームページ上で公開する。

異議の申し立て 選挙規定第 15 条による。

4. その他

必要な規定は、選挙管理委員会が選挙規定に基づいて公平公正な選挙が遂行できるように定める。